

# 高齢者タクシー券 利用助成

## 01 交付対象者

共通事項 と AからC のいずれかの要件を満たす場合、申請が可能です。

AとBは世帯に1冊、Cは個人に1冊の配布となります。

申請時に必要な書類は、裏面をご確認ください。

●共通事項：木更津市に住民登録しており、市内に居住していること。

A

75歳以上で構成された世帯主

世帯員が、

- ① 75歳以上
- ② 運転免許証をもっていない
- ③ 住民税が非課税  
(4月～6月に申請する場合は、前年度が対象)
- ④ 障がい福祉課が行っている福祉タクシー事業の助成を受けていない
- ⑤ 一人でも自宅に居住している(介護サービス施設などへ入所していない)

B

以下の(1)と(2)で構成された世帯主

- (1) 75歳以上の高齢者
- (2) 74歳以下の重度心身障がい者  
または 未成年者

重度心身障がい者：身体障害者手帳  
1・2級 または 療育手帳A以上の者

- ① 世帯が、(1)と(2)で構成されている
- ② 世帯員が、運転免許証をもっていない
- ③ 世帯員の住民税が非課税  
(4月～6月に申請する場合は、前年度が対象)
- ④ 75歳以上の高齢者が、一人でも自宅に居住している(介護サービス施設などへ入所していない)

C

65歳以上74歳以下で  
令和3年7月1日以降に  
運転免許証を自主返納した方

- ① 65歳以上74歳以下
- ② 令和3年7月1日以降に運転免許証を自主返納している
- ③ 市税の滞納がない
- ④ 障がい福祉課が行っている福祉タクシー事業の助成を受けていない
- ⑤ 自宅に居住している(介護サービス施設などへ入所していない)

## 02 助成額・交付枚数

1枚で最大500円使えるタクシー券 を ひと月あたり3枚分

※ 申請月に応じて交付枚数が変わります。最大交付数は36枚です。

(4月に申請:36枚、5月に申請:33枚、6月に申請:30枚…)

(裏面あり)

## 03 申請に必要なもの

A B

① 本人確認書類

【マイナンバーカード、運転経歴証明書など】

② 印鑑（自筆の場合不要）

③ 非課税証明書（申請年の1月1日に、他市に

住民登録をしていた場合のみ）

※①・②は申請者分、③は世帯全員分

C

① 本人確認書類

【マイナンバーカード、運転経歴証明書など】

② 印鑑（自筆の場合不要）

③ 運転免許取消通知書

### 【 補足 】

- ① 申請者以外が申請する場合、委任状により、代理申請ができます。
- ② 市の職員が、交付要件の審査に必要な住民情報、市税の課税・納税状況、障がいの有無、施設の入所状況などを調べることにについて、同意していただける場合、以下の書類を省略できます。

#### ● 追加書類

住民票の写し、非課税証明書、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写し、市税完納証明書

## 04 注意事項

- ① 年度(4月～翌年3月)で1回のみ交付されます。追加交付はできません。
- ② 1度の乗車で何枚でもタクシー券を使えます。
- ③ 再交付はできませんので、保管には十分注意してください。
- ④ 障がい福祉課の福祉タクシーを交付されている方で、高齢者タクシーの交付条件を満たしている場合、高齢者タクシーに変更できます。その場合は、高齢者福祉課へお問い合わせください。